

小林賞規程

岐阜県テニス協会

1985.12.8制定

(創設)

第1条 小林賞とは、1947年9月に設立された岐阜県テニス協会（創立時は岐阜県庭球協会）に於いて、長年に亘り役員・特に会長の職にあった岐阜市雲井町3-5小林工作所社長小林本瑛氏（1907～1985）の遺志により創設されたものである。

(目的)

第2条 小林賞は、テニス競技の全国大会・国際大会等に於いて最も活躍した個人及び団体を表彰するものとする。

(授賞の条件)

第3条 1. 岐阜県テニス協会の所属員であること。
2. 過去1ヶ年（12月1日～翌年11月30日）を対象期間とする。
3. 一般及びベテランを対象とする。

(授賞者の決定)

第4条 表彰される者の決定は、各委員会・各加盟団体から推薦された者について、常務理事会が行う。

(表彰式)

第5条 表彰式は、年度当初に開かれる代表者会議の席上に於いて、会長が表彰状及び記念品を贈呈して行う。

(費用)

第6条 表彰に要する費用は、小林家より寄託された信託財産の果実を充てるものとする。

(信託財産の管理)

第7条 寄託された信託財産は、善良なる管理者の下に於いて、適切に管理されなければならない。

第8条 信託財産より得たる果実の半分を当該年度の費用に充て、残りの半分は元本に加えるものとする。